

# 岐阜県公報

号外 (七) 令和三年四月一日

## 目 次

### 規 則

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則  
岐阜県会計規則の一部を改正する規則

(秘書課)  
(出納管理課)

一

## 規 則

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第百八十一号

岐阜県特別表彰金支給規則の一部を改正する規則

岐阜県特別表彰金支給規則(昭和四十三年岐阜県規則第九十四号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「知事直轄組織を主に担任する副知事の職にある者をもって充てる」を「河合孝憲副知事とする」に改め、同条第四項を次のように改める。

4 委員は、平木省副知事及び次に掲げる職にある者とする。

- 一 秘書広報統括監
- 二 総務部長
- 三 教育長
- 四 警察本部長

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

岐阜県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和三年四月一日

岐阜県知事 古 田 肇

岐阜県規則第八十二号

岐阜県会計規則の一部を改正する規則

岐阜県会計規則（昭和三十一年岐阜県規則第十九号）の一部を次のように改正する。
第三十七条の二第一項中「報告」を「提出」に改め、同条第二項を削り、同条第三項を同条第二項とする。

第八十七条第三項中「第二項」を「前項」に、「事前決裁書」を「事前決裁書」に、「消耗品供用整理簿」を「消耗品供用整理簿」に、「押印」を「署名し、又は押印」に改める。

第一百七十七条第一項中「二・六パーセント」を「二・五パーセント」に改め、同条第二項中「契約金」を「契約金」に改める。

第二百二十二条第二項中「適宜」を「適宜」に、「百五十万円」を「百五十万円」に、「履行について」を「契約上の義務を履行した旨」に、「記載し、署名」を「記載の上、署名し、」に改め、同条第三項中「記載し署名」を「記載の上、署名し、」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 前項ただし書の規定にかかわらず、同項の届出書等を添付した支出金調書を第一項の検査をした者に回議する場合は、第二項ただし書の規定による押印を省略することができる。

第二百二十二条に次の一項を加える。

5 前項の規定にかかわらず、同項の届出書等を添付した支出金調書により支出命令を発する場合は、同項の規定による押印を省略することができる。

第二百五条第一項中「及び次項」を「次項」に、「引継ぎを行う」を「事務を引き継ぐ」に改め、同条第三項中「その他」を「その他」に、「会計管理者が」を「会計管理者が」に改め、同条第四項中「第一項の規定により」を「前任者は、第一項の規定による」に改め、「前任者は」を削り、「引継日」を「引継日」に、「及び合計高を記入し、引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者がこれに連署し」を「合計高並びに引継ぎをする者及び引継ぎを受ける者の氏名を記載し」に改める。

別表一乙の表中「とき」を「時」に、「過年度支出である旨」を「過年度支出である旨」に、「繰越してある旨」を「繰越してある旨」に改める。

本庁各課（環境企画課、廃棄物対策課、環境管理課、県民生活

本庁各課（環境企画課、廃棄物対策課、環境管理課、県民生活

別表二中

課、私学振興・青少年課、人権施策推進課、統計課、岐阜地域環境室、文化創造課、文化伝承課、医療整備課、国民健康保険課、医療福祉連携推進課、保健医療課、感染症対策推進課、感染症対策調整課、生活衛生課、薬務水道課、地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、男女共同参画・女性の活躍推進課、子育て支援課、子ども家庭課、商業・金融課、労働雇用課、産業人材課、企業誘致課、産業技術課、新産業・エネルギー振興課、航空宇宙産業課、地域産業課、県産品流通支援課、岐阜地域産業労働室、観光企画課、関ヶ原古戦場整備推進課、海外戦略推進課及び国際交流課を除く。）

を

課、私学振興・青少年課、人権施策推進課、統計課、岐阜地域環境室、文化創造課、文化伝承課、医療整備課、国民健康保険課、医療福祉連携推進課、保健医療課、感染症対策推進課、感染症対策調整課、生活衛生課、薬務水道課、地域福祉課、高齢福祉課、障害福祉課、男女共同参画・女性の活躍推進課、子育て支援課、子ども家庭課、商業・金融課、労働雇用課、産業人材課、企業誘致課、産業技術課、新産業・エネルギー振興課、航空宇宙産業課、地域産業課、県産品流通支援課、岐阜地域産業労働室、観光企画課、観光資源活用課、観光誘客推進課及び国際交流課を除く。）

に

商業・金融課
労働雇用課
産業人材課
企業誘致課
産業技術課
新産業・エネルギー振興課
航空宇宙産業課
地域産業課
県産品流通支援課
岐阜地域産業労働室
観光企画課
関ヶ原古戦場整備推進課
海外戦略推進課
国際交流課

を

商業・金融課
労働雇用課
産業人材課
企業誘致課
産業技術課
新産業・エネルギー振興課
航空宇宙産業課
地域産業課
県産品流通支援課
岐阜地域産業労働室
観光企画課
観光資源活用課
観光誘客推進課
国際交流課

に改める。

第三号様式及び第四号様式中「キャッシュバンク」を「PayPay銀行」に改める。
第五号様式中「田」を削る。

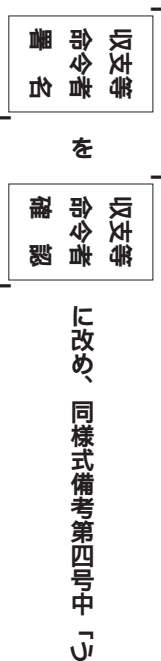
振十一 郵便区印 前「前報告日」や「前提出日」に「報告します」や「提出します」に姓名（「払込済みの領収証書を添え」）や「印」 回覧用印 振十一 郵便区印 「よりがたい」や「より難しい」に「報告」や「提出」に姓名 回覧用印 振十一 郵便区印 「報告」や「提出」に姓名 回覧用印 振十一 郵便区印 印を戻す。

- 3 発行責任者及び担当者（発行責任者が担当者と同一の者である場合には、発行責任者のみでも可）の氏名及び連絡先（電話番号）を記載する場合は、収入事務受託者の押印を省略することができる。

振十 郵便区印 三川 郵便区印 「郵便はがき」や「手続」に「手続」に姓名 「用紙規格はがき大」や「印」。

振十 郵便区印 振十 郵便区印 印を戻す。

ただし、当該前渡金に係る支出命令の際、当該資金前渡職員がこの前渡金調書を添付した支出金調書の回議を受ける場合は、押印を省略することができる。



え、収支等命令者署名欄に署名する」や「上、収支等命令者確認欄に署名し、又は押印する」に姓名 回覧用印 振十一 郵便区印 「押印」や「署名し、又は押印」に姓名 回覧用印 振十一 郵便区印 「記載」や「記録」に姓名。

振十 郵便区印 収入等命令者 署名。

備考 出納員印欄は、受入れ又は振出しの都度、署名し、又は押印すること。

振十一 郵便区印 「印」や「印」。

振十一 郵便区印 郵便区印 振十一 郵便区印 「よりがたい」や「より難しい」に姓名 回覧用印 振十一 郵便区印 「受入」や「受入れ」に「押印」や「署名し、又は押印」に姓名 回覧用印 振十一 郵便区印 「供用者が」や「供用者を」に「引継ぎを」に「押印」や「署名し、又は押印」に姓名。

振十一 郵便区印 郵便区印 振十一 郵便区印 「又は供用先等」や「供用先等」に姓名 回覧用印 振十一 郵便区印 「押印」や「署名し、又は押印」に姓名。

振十一 郵便区印 郵便区印 振十一 郵便区印 「（以下検査調書において同じ。）」や「印」 回覧用印 振十一 郵便区印 「署名」や「署名し、」に姓名 回覧用印 振十一 郵便区印 印を戻す。

ただし、当該契約に係る支出命令の際、検査者が紙により作成した検査調書を添付した支出金調書の回議を受ける場合は、押印を省略することができる。

振三十七 郵便区印 郵便区印 「立会った」や「立ち会った」に姓名。

振三十七 郵便区印 郵便区印 振三十七 郵便区印 振三十七 郵便区印 「署名」や「署名し、」に姓名 回覧用印 振三十七 郵便区印 振三十七 郵便区印 「署名」や「署名し、」に姓名 回覧用印 振三十七 郵便区印 振三十七 郵便区印 印を戻す。

ただし、当該契約に係る支出命令の際、検査者が紙により作成した検査調書を添付した支出金調書の回議を受ける場合は、押印を省略することができる。

振三十七 郵便区印 振三十七 郵便区印 印を戻す。

- 1 令第167条の15第4項の規定により、職員以外の者に委託して検査を行わせたときは、この調書に準じてその結果を報告させるものとする。

振三十七 郵便区印 郵便区印 振三十七 郵便区印 振三十七 郵便区印 振三十七 郵便区印 「署名」や「署名し、」に姓名 回覧用印 振三十七 郵便区印 振三十七 郵便区印 振三十七 郵便区印 印を戻す。

ただし、当該契約に係る支出命令の際、検査者が紙により作成した検査調書を添付した支出金調書の回議を受ける場合は、押印を省略することができる。

振三十七 郵便区印 郵便区印 振三十七 郵便区印 振三十七 郵便区印 振三十七 郵便区印 印を戻す。

- 1 令第167条の15第4項の規定により、職員以外の者に委託して検査を行わせたときは、この調書に準じてその結果を報告させるものとする。

振三十七 郵便区印 「実印」や「\_\_\_\_」に「すべて」や「全て」に「見積りに」や「見積りに」に「飛騨地区」や「飛騨地区」に姓名 「明治 大正 昭和 平成」や「印」 「見積書・請求書等」や「入札書・契約書等」に「

\_\_\_\_ 代表者職氏名  
(法人の場合は、法人名及び代表者役職氏名を記入し、法人印及び代表者印を押印し

「\_\_\_\_」や「\_\_\_\_」に「すべて」や「全て」に「見積りに」や「見積りに」に「飛騨地区」や「飛騨地区」に姓名 「明治 大正 昭和 平成」や「印」 「見積書・請求書等」や「入札書・契約書等」に「

\_\_\_\_ 代表者職氏名  
(法人の場合は、法人名及び代表者役職氏名を記入し、法人印及び代表者印を押印し

「\_\_\_\_」に「\_\_\_\_」に「すべて」や「全て」に「見積りに」や「見積りに」に「飛騨地区」や「飛騨地区」に姓名 「明治 大正 昭和 平成」や「印」 「見積書・請求書等」や「入札書・契約書等」に「

「\_\_\_\_」に「\_\_\_\_」に「すべて」や「全て」に「見積りに」や「見積りに」に「飛騨地区」や「飛騨地区」に姓名 「明治 大正 昭和 平成」や「印」 「見積書・請求書等」や「入札書・契約書等」に「

「 代表者職氏名

(法人の場合は、法人名及び代表者役職氏名を記入し、法人印及び代表者印を押印し

⑩ 「代表者職氏名

てください。)」

」

第四十号様式の五欄を次のように記載する。

備考 1 本様式により難いときは、本様式に準じて作成するものとする。

- 2 発行責任者及び担当者（発行責任者が担当者と同一の者である場合には、発行責任者のみでも可）の氏名及び連絡先（電話番号）を記載する場合は、押印を省略することができる。

第四十一号様式の二欄を次のように加入する。

- 3 受領印欄は、有価証券の払出時に受取人が署名し、又は押印すること。

第四十四号様式中「引を継ぎし」と「引を継ぎ」の欄を「同様式欄を次のように記載する。」

備考 立会人は、本庁名課の長又は地方機関の長であること。

第四十七号様式に「署名欄」を追加し、「口座振替案内書」と記載する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第三号様式及び第四号様式の改正規定は、令和三年四月五日から施行する。